

国民の生命や財産よりも、  
カジノ強行する国交省。



## 日本共産党北区議会議員 さがらとしこ 政治レポート

日本共産党議員団

2018.7.19.NO.1582.

御相談はお気軽に  
TELとも 3905-0970

さがらとしこ事務所  
赤羽北3-23-17  
(バス停「赤羽北3丁目」、メガシティ近く)

責任重大的  
國交省

◎党市議団は、この地點の危険性を指摘し、毎年、国交省に対策を申し入れ、県議会でも市議会でも対策を求めてきたとのことです。◎愛知の肱川氾濫では、ダムの水が堤基準の6倍を超える水が放流されたにもかかわらず、国交省が住民向けに出した速報メールは、放流開始のあとでした。



2018/07/18

## 猛暑続く豪雨被災地



被災者から話を聞く日本共産党調査団。左は小池晃書記局長=15日、岡山県倉敷市真備町

小池晃本部長ら、共産党国會議員  
7月15日に倉敷市真備町で

ハザードマップ「生かされず  
命にあわなぬした河川改修



「ここは、私たちの  
避難場所として  
このまま残してほしい」

◎7/17の、東京都は、都営住宅のあと地(旧W27号地)のあった場所と、写真のように元赤羽湯という銭湯があつた場所)を、国有地のため、更地にして返すので、植木も全部伐滅すると、近隣住民に説明し、翌朝には看板も。



2018/07/18

## 4 国交省とURに家賃減免制度を求めました。

◎都市機構(UR)住宅とは、赤羽台団地のように、もとは、公団住宅、公的住宅です。都営桐ヶ丘団地など、都営や区営住宅では、年金だけの収入になったり、病気などで収入が減った時には、家賃の減免を申請できますが、UR賃貸住宅にはありません。

安心して住みづけ  
られるようにと、とりわけ高齢者世帯の方々の願いは切実です。建替後はなお。

◎党区議団は、先の第2定期議会で、福島宏紀議員が代表質問(6/19)をとりあげるとともに、7月13日には党国會議員団とともに、国会内と、国交省とURに要請しました。

住民の声を届ける吉良よし子議員

被災者を支援する制度を紹介します。生活再建支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ

# 生活再建に活用できます

西日本豪雨で被災した人たちは、生活の立て直しや被災住宅の再建に懸命に取り組んでいます。国・自治体の主な支援制度を紹介します。  
2018.7.11付「ひがし赤旗」日刊

## 【罹災（りさい）証明書】

家屋や家財道具（店舗の場合は商品）等の被害に対し発行するもので、災害救助法が適用されていない自治体の住民でも交付されます。被災状況の写真などが必要になる場合がありますので、写真を撮っておきましょう

○申請 市町村

## 【災害弔慰金】

災害により家族を亡くした遺族に支給

○支給額

①生計維持者が死亡した場合 500万円を超えない範囲で支給

②その他の者の場合 250万円を超えない範囲で支給

○対象の遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母

○問い合わせ 市町村

## 【災害障害見舞金】

災害による負傷・疾病で精神または身体に重度の障害を受けた人に支給

○支給額

①生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円を超えない範囲

②その他の者の場合 125万円を超えない範囲

○問い合わせ 市町村

## 【災害援護資金】

災害で負傷または住居、家財に損害を受けた人に貸し付け

○貸付限度額

①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合

（ア）負傷のみ 150万円

（イ）家財の3分の1以上の損害 250万円

（ウ）住居の半壊 270万円

（エ）住居の全壊 350万円

②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合

（ア）家財の3分の1以上の損害 150万円

（イ）住居の半壊 170万円

（ウ）住居の全壊（エの場合を除く） 250万円

（エ）住居の全体の滅失または流失 350万円

○貸付利率など 年3%、据え置き3年以内（特別な場合5年）で据置期間中は無利子。所得制限あり

○問い合わせ 市町村

# 国・自治体の主な支援制度申請・問い合わせ先

## 【被災者生活再建支援制度】

災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給

○支給額 次の①と②の支援金の合計額（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額は4分の3になります）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

（ア）住宅の被害程度が全壊等の場合 100万円  
（イ）大規模半壊の場合 50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（ア）住宅の再建方法が建設・購入の場合 200万円  
（イ）補修の場合 100万円  
（ウ）賃借（公営住宅を除く）の場合 50万円

●対象となる被災世帯

①住宅が「全壊」した世帯  
②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止などやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住居することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

●問い合わせ 都道府県、市町村

## 【生活福祉資金の貸付（住宅補修費）】

低所得、障害者、高齢者の世帯に対し住宅補修などに必要な経費を貸し付け

○貸付限度額 250万円

○貸付利率など 年1.5%、連帯保証人を立てた場合は無利子、償還期間7年以内・据置6カ月以内

○生活福祉資金には緊急小口資金（貸付限度額10万円）、災害援護資金（同150万円）などもあります

○問い合わせ 県、市町村、社会福祉協議会

## 【住宅の応急修理制度（災害救助法）】

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最低限の部分を応急的に修理

○修理限度額 52万円（ただし現物給付）

○問い合わせ 都道府県、市町村

## 【内閣府防災情報のページ】

被災者支援に関する各種制度を紹介

URL <http://www.bousai.go.jp/taisaku/u/hisaisyagyousei/seido.html>

日本共産党は、6野党会派として、被災者生活再建支援法の改正案を国会に提出

党の豪雨災害対策本部（いにしうみ院議員）の要請に、厚生省が被災8県の医療費を減免へ（3/1）  
—2018.7.19、「さがるレポート」No.1582—